

○利用者負担額について

認可保育所をご利用の場合は市へ、認定こども園や小規模保育事業所・事業所内保育事業所をご利用の場合は直接施設へご納付いただくことになります。

また、利用者負担額は市区町村民税（以下、「市民税」と省略します。）所得割額により決定いたします。利用者負担額の算定根拠である市民税の賦課決定後、9月に利用者負担額の切替えを行います。

■利用者負担額の算定方法について

利用者負担額は、世帯の市民税所得割額（父母の合算額〈父母が非課税で同居の祖父母がいる場合は、同居の祖父母の市民税所得割額〉）により決定します。※下表「定義」欄を参照してください。

また、利用者負担額につきましては、ご提出いただいた市民税所得証明書等、市民税所得割額の分かる書類やマイナンバーにより市民税額を確認の上、算定します。

なお、平成30年1月1日現在さいたま市在住の方は、支給認定申請書記載の「税情報等の提供に当たっての同意署名欄」に署名およびマイナンバー申告書をご提出いただければ、市民税所得証明書等、市民税所得割額の分かる書類の提出は必要ありません。

平成31年度さいたま市利用者負担額徴収基準額表

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（単位：円／月）							
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯	0	0	0	0	0	0		
第2	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0		
第3	市民税均等割額のみ世帯	8,000	7,800	5,500	5,400	5,500	5,400		
第4	第1階層を除き、前年度市民税(9月以降は当該年度市民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯	市民税所得割額	48,600円未満	10,000	9,800	7,500	7,300	7,500	7,300
第5			48,600円以上 63,900円未満	12,500	12,200	10,000	9,800	10,000	9,800
第6			63,900円以上 97,000円未満	19,500	19,100	16,000	15,700	16,000	15,700
第7			97,000円以上 137,600円未満	33,000	32,400	23,500	23,100	21,500	21,100
第8			137,600円以上 169,000円未満	44,000	43,200	26,000	25,500	22,500	22,100
第9			169,000円以上 301,000円未満	55,000	54,000	28,000	27,500	24,000	23,500
第10			301,000円以上 397,000円未満	60,000	58,900	29,000	28,500	25,000	24,500
第11			397,000円以上	72,800	71,500	35,100	34,500	30,300	29,700

※利用者負担額にかかる表中の児童年齢については、平成31年4月1日時点の年齢となります。

※各階層における市民税とは、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除（①地方公共団体②共同募金会③日本赤十字社④その他市の条例で定める団体に対する寄附金）、配当控除、外国税額控除を控除する前の税額をいいます。

※さいたま市をはじめその他の政令市で課税されている方については、平成30年度より市民税額の税率が8%になりましたが、従前の税率（6%）に換算された市民税額に基づいて利用者負担額を決定します。（詳細はP.15参照）

■利用者負担額の軽減について

多子世帯やひとり親世帯等について、利用者負担額を軽減する制度があります。

①から順に該当するかどうかご確認ください。

※別居のきょうだいを算定対象とするためには、住民票および生計が同一であることがわかる書類の添付が必要となる場合があります。(例) 遠隔地用の保険証(写し) など

※時間外保育利用料は軽減の対象外となります。

※ここでは、平成30年度に実施しているさまざまな軽減制度について紹介しています。今後国・県の施策等により内容が変更となる場合があります。

	対象条件	軽減内容	きょうだいの数え方				
①	<p>◎ひとり親世帯等 かつ</p> <p>◎世帯の市民税所得割額の合計が 77,101 円未満 (第3～5階層および第6階層の一部)</p> <p>※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)を指します。 ※上記「在宅障害児(者)」とは、同一の世帯に属する者、並びに利用者負担額算定対象である父母及び祖父母を指します。</p>	<table border="1"> <tr> <td>第1子</td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>第2子以降</td> <td>無料</td> </tr> </table> <p>※ただし、第6階層の一部(市民税所得割額 63,900円以上 77,101 円未満)に該当する第1子は9,000円(3歳未満児)または6,000円(3歳以上児)となります。</p>	第1子	半額	第2子以降	無料	<p>○生計が同一のきょうだいを算定対象とする</p> <p>※年齢制限なし ※別居でも可</p>
第1子	半額						
第2子以降	無料						



①に該当しない方は②に該当するか確認

②	<p>◎世帯の市民税所得割額の合計が 57,700 円未満 (第3・4階層および第5階層の一部)</p>	<table border="1"> <tr> <td>第1子</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>無料</td> </tr> </table>	第1子	全額	第2子	半額	第3子以降	無料	<p>○生計が同一のきょうだいを算定対象とする</p> <p>※年齢制限なし ※別居でも可</p>
第1子	全額								
第2子	半額								
第3子以降	無料								



②に該当しない方は③に該当するか確認

③	<p>◎2人以上の児童が保育園・幼稚園・認定こども園等に在籍している</p> <p>※「保育園等に在籍」とは、認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を指します。 ※上記の保育園等のうち、認可保育所・新制度に移行している幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所以外に在籍の場合、預け先の在園証明書(H31.4.1以降発行)を提出してください。</p>	<table border="1"> <tr> <td>1人目</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>2人目</td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>3人目以降</td> <td>無料</td> </tr> </table>	1人目	全額	2人目	半額	3人目以降	無料	<p>○同一世帯で保育園等に在籍している、就学前の児童のみを算定対象とする</p>
1人目	全額								
2人目	半額								
3人目以降	無料								



④に該当するか確認(※①～③に該当する方も④に該当する場合があります。)

	対象条件	軽減内容	きょうだいの数え方		
④	<p>◎平成31年4月1日現在満3歳に達していない、第3子以降の児童</p> <p>※「さいたま市多子世帯利用者負担額免除適用申請書」の提出が必要となります。各区支援課または在園保育施設まで提出してください。</p> <p>※申請書の提出により免除が決定した時点での適用となります。さかのぼって適用することはできませんので、お早目に提出してください。</p>	<table border="1"> <tr> <td>第3子以降</td> <td>無料</td> </tr> </table>	第3子以降	無料	<p>○生計が同一のきょうだいを算定対象とする</p> <p>※年齢制限なし</p> <p>※別居でも可</p>
第3子以降	無料				

■寡婦（夫）控除のみなし適用について

未婚のひとり親世帯については市・県民税及び所得税の寡婦（夫）控除の対象外であることから、離婚や死別によるひとり親世帯と比べて、同じ所得状況でも税額に差が生じ、同時に市民税額を用いて算定される保育施設等利用者負担額についても差が生じる場合がありますが、この差異を解消するためにさいたま市の保育施設等利用者負担額算定においては未婚のひとり親世帯を寡婦（夫）に該当するものとみなし、寡婦（夫）控除を適用した場合の市民税額を用いて算定することにより、利用者負担額を軽減します。

適用には、区役所支援課への申請が必要となります。

適用対象となる要件は、以下のとおりです。

- ①適用申請時点で婚姻歴のない母又は父であり、さいたま市に居住していること。
- ②婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者がいないこと。
- ③利用者負担額の算定に用いる市民税の課税年度の前年12月31日において、未婚の母又は父であること。
- ④利用者負担額の算定に用いる市民税の課税年度の前年12月31日において、扶養親族又は生計を一にする子（総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者又は扶養親族となっていない場合に限る。）がいること。
- ⑤（父の場合）課税年度の前年の合計所得金額が500万円以下であること。

※実際に賦課される市民税そのものの軽減ではありませんので、ご注意ください。

■時間外保育利用料について

公立保育園では、満1歳から時間外保育の利用が可能です（詳細 P.4）。時間外保育利用料については、利用者負担額（詳細 P.12）とあわせてご納付いただきます。日単位（スポット）利用分については、**月ごとの利用回数分の利用料を、翌月にご納付いただきます。**時間外保育を実施している保育施設は、P.17～66をご覧ください。

なお、私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所の時間外保育利用料については、各施設にご納付ください。詳細は、P.17～66をご覧ください。

また、時間外保育の利用については、入園後、利用申込みが必要となります。

■利用者負担額の納付について

- ・認可保育所の利用者負担額は毎月納付期限を定めております。納期限内に忘れずにお納めください。
- ・認可保育所の利用者負担額の納付には口座振替をご利用ください。口座振替の申込み用紙は利用開始時に送付される他、保育所にも備え付けてあります。
- ・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所の利用者負担額につきましては、施設に直接納めていただくようお願いいたします。お支払い方法は各施設へお問い合わせください。
- ・保育施設に登所していなくても、退所の手続きをされませんと利用者負担額は納めていただかなければなりませんので、退所される時は必ず手続きを行ってください。
- ・病気等により保育施設を休園する場合の休園期間は原則3か月以内とし、休園期間中も利用者負担額は納めていただきます。
- ・市民税に修正・更正があった場合は、必ず区役所支援課にご連絡ください。利用者負担額が変更になる場合があります。
- ・何らかの理由により認可保育所の利用者負担額の納付が困難になった場合は、区役所支援課までご相談ください。
- ・正当な理由がなく利用者負担額の未納が続きますと、法令等に基づき、勤務先・金融機関等への調査や差押等の滞納処分を行う場合があります。

■利用者負担額の切り替え時期について

利用者負担額につきましては、年度内で算定根拠の市民税の対象年度が変わります。切り替え時期は、9月となります。（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市民税額により決定）

平成31年度における利用者負担額切り替え時期イメージ図

月分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
算定根拠	平成30年度市民税額					平成31年度市民税額						

※平成31年4月1日時点の年齢で年度内の利用者負担額が決定します。

※継続入所の場合は、年齢によって4月時点で利用者負担額が変更になる場合があります。

■税制改正（市・県民税の税率変更）に伴う利用者負担額算定の取扱いについて

政令指定都市（以下「政令市」）の市・県民税については、平成29年4月より県費負担教職員の給与負担等が県から政令市へ移管されたことに伴い、平成30年度の住民税より下記のとおり2%の税源移譲が行われました。

【従前】		【平成30年度以降】
市民税率	6%	市民税率 8%
県民税率	4%	県民税率 2%

※一部、独自にその他の税率を設定している自治体を除く

平成30年9月分以降の保育施設等利用者負担額は、さいたま市をはじめその他の政令市で課税されている方についても、従前の税率（6%）に換算された市民税額を用いて算定を行います。